

児童の権利擁護マニュアル

社会福祉法人慈光会 草花保育園

草花保育園の保育士等は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期に最もふさわしい生活の場に作り上げていく。また、保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識しながら入所する子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行う。

（子どもの最善の利益）

- ・ 子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる。
- ・ 子どもの福祉を積極的に増進していく。
- ・ 乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていく。

（子どもの人権の尊重）

- ・ 保育士等は、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、人権に配慮した保育を行う。
- ・ 体罰や言葉の暴力、日常の保育の中で、子どもに身体的・精神的苦痛を与え、その人格を辱めることが決してないよう、子どもの人権を尊重して保育をする。
- ・ 子どもは、保育士等の姿や言動を敏感に感じ、大きく影響するため、保育士等は常に、自らの人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情を持って子どもと関わり、信頼関係を築いていく。

（生命の保持）

- ・ 子どもの命を守り、一人一人の子どもが快適かつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進を積極的に図り、一人一人の生存権を保障する。